

# ライターの消費生活用製品安全法 への指定に関する意見募集の結果 について

# ライターの消費生活用製品安全法への指定に関する意見募集の結果について

平成22年6月18日  
経済産業省  
商務流通グループ  
製品安全課

平成22年5月22日付けで、ライターの消費生活用製品安全法への指定に関する意見の募集を実施した結果は下記のとおりです。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも製品安全行政にご理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1．意見募集の実施方法

募集期間：平成22年5月22日（土）から平成22年6月14日（月）

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載

意見提出方法：電子メール、郵送及びFAX

### 2．意見募集の結果

意見提出数：97件（60者） 同一意見含む

### 3．提出された意見と意見に対する回答案

別紙のとおり

ライターの消費生活用製品安全法への指定に関するパブリックコメント - 意見概要と回答 -

番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
1	指定について	<p>特別特定製品への指定に際して、製造技術、検査技術等に係る品質確保能力はもちろん重要と考えるが、日本で流通するライターの大部分が海外製造であることを考えると、日本国内における管理手法を、より一層に重要視するべき。</p> <p>既に指定されている他の特別特定3製品とは違い、経時変化のあるライターの場合、日本国内に輸入してからの管理手法、またクレームが発生した場合の管理手法等、消費者保護の立場に立った管理手法が求められるものとする。</p>	<p>特別特定製品に指定されれば、第三者機関による基準適合性検査が義務づけられ、製品の品質の確保を確認することとなりますが、ご指摘のとおり、事業者自身が消費者保護の観点からさらに注意深く品質管理等を行っていくことは望ましいと考えます。</p>
2	指定について 2.(1) (ロ)ライターについては、使用者である子供等自身に…	<p>文章の変更希望。</p> <p>上記文は、使用者であるべきではない子供と言っているわけで、販売者が子供に売っていないし、商品自体に子供に触れさせない等表示があり不適切。</p>	<p>ここでの「使用者」とは、たばこ等への着火を目的とした使用ではなく、火遊びとして使用する者を指しています。</p>
3	指定について 2.(1) (ロ)全文	<p>文章の変更希望。</p> <p>ライターの輸入に際しては、高圧ガス保安法の適用除外物品としての適用のため、輸入申告時に本邦もしくは外国の検査機関、充填メーカー等の「試験成績書」を備えていなければ、輸入は許可されない。その検査内容はISO基準などと基本的に同一で、「新たに第三者機関…」は不必要である。</p>	<p>高圧ガス保安法の適用除外物品適用のための「試験成績書」は、ガスの圧力等の要求がされているが、ライターの基本的な安全基準 (ISO基準) についての確認は必要と考えています。</p>
4	指定について	<p>ライターが指定されれば、事業者に対して技術基準適合性を確保する義務を課し、製品回収等の危害防止命令や直罰規定を有する消費生活用製品安全法の特定製品にすることになるが、この制度をこれまで安価な使い捨てライターを生産してきた製造事業者や輸入事業者が実際に理解し、順守し、PSマークがついた使い捨てライターを市場に流通していくことは大きな負担であろうと推察される。このための環境整備は必要であり、継続的に取り組んでいただくことを希望する。</p> <p>なお、違反事業者に対しては消費生活用製品安全法の執行を着実に実施されるよう要望する。</p>	<p>関係機関や関係業界と協力し、事業者に対し十分な周知を行ってまいります。</p> <p>また、立入検査や試買テスト等を通じて、消費生活用製品安全法の着実な執行を行ってまいります。</p>
5	指定について	<p>欧米並みに、チャイルドレジスタンス機能に関する安全規制を我が国で何ら着手しなかった不実行責任の所在を明らかにし、総括をすべき。</p>	<p>我が国においては、子供の火遊びについては家庭等での教育の問題としてとらえられており、昨年の東京都の報告書を契機として国として検討を開始しました。引き続き、消費者に注意喚起を行っていくとともに、販売事業者や製造・輸入事業者にも幼児対策等を施したライターの導入等に協力を頂き、関係機関と連携しながら着実な法執行を行ってまいります。</p>
6	指定について	<p>今回、使い捨てライターを消費生活用製品安全法における特別特定製品として、第三者認証を義務付けてマーク付与したもののみを流通可能なものとする、というご提案は、商務流通を所掌される経済産業省の画期的な英断と賛意を表します。</p> <p>このご英断により、子供による火災件数とそれに伴う死亡者・負傷者が減少することを願っております。</p>	<p>消費者に注意喚起を行っていくとともに、販売事業者や製造・輸入事業者にも幼児対策等を施したライターの導入等に協力を頂き、関係機関と連携しながら着実な法執行を行ってまいります。</p>

番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
7	指定範囲について	とりまとめ案の記載では、各輸入メーカーでも受け取り方が違い、どの製品が対象になるのか判らないのが現状であり、対処(開発等)をする事もできない状態。規制対象商品を、明確にご提示頂きたい。尚、使い捨てライターのみが対象になるということには、疑問が残る。	とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
8	指定範囲について	仮に点火棒はディスポ又は注入式であれ全て対象となった場合について、とりまとめ(案)の中で点火棒=ISO 22702(実用ライター)とあるが、言い換えれば汎用性のある何にでも使える便利な着火器具、という意味だと思ふ。 仏事用着火器は点火棒(実用ライター)とは異なり、年老いたおじいさんや、おばあさんをご使用されるため、CR機構を組み込まれると使いづらくなる。仏事用着火器の保管場所もほとんどが仏壇の上や仏壇の引き出しに収められており、テーブルの上やストーブの近くに置かれてる事はない。つまり、子供の手の届く場所には保管されていないということになる。 そこで、点火棒(実用ライター)という区分についてですが、ストーブ、コンロ、バーベキューなどで使用する点火棒(実用ライター)とは別に、仏壇やお墓参りなどに行った際、お線香に火をつける仏事に限定された着火器具は対象外にして頂きたい。	点火棒についても事象事例が見られることから、子供に対するライター使用の安全対策として、とりまとめ案にあるように幅広く対象とすることが適当と考えます。 なお、対象範囲については、とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
9	指定範囲について	点火棒も含めて全てを幼児対策機にすると、お年寄りや体の不自由な方にも、火がつけにくくなり、私生活に影響がでてくる。従来のライターとの併売はあっても、全てを幼児対策機にすべきでない。	点火棒についても事象事例が見られることから、子供に対するライター使用の安全対策として、とりまとめ案にあるように幅広く対象とすることが適当と考えます。
10	指定範囲について	基本的にはシガレットライターについては賛成、点火棒については反対。 シガレットライターについては資料にCRの具体例があるが、点火棒ライターについて同様なCRは困難。 具体的に例示がない。どのようなものを検討される予定か公表していただきたい。もし、シガレットライターと同様なCR機能であれば上記意見により不賛成。また、何件かCR機能付き点火棒を見たが、非常に本来的利用者に不便であると感じた。海外では野外のバーベキュー等での使用を念頭においているのに対し、日本では居酒屋や、温泉旅館等で重宝していることから、点火棒については除外を希望。	点火棒についても事象事例が見られることから、子供に対するライター使用の安全対策として、とりまとめ案にあるように幅広く対象とすることが適当と考えます。
11	指定範囲について	点火棒は今回は除外する。 ライターの輸入等の経験から、 点火棒を加えることは、業務用として本来の目的である着火を頻繁にする使用者に大きな負担を強いることになる。宴会などの鍋料理の際、二重ロックや引き金が重いなどは作業の膨大な妨げとなる。 以前100円ショップでの点火棒購入者から引き金が重く引けないとのクレームがあった。仏壇での利用のため購入したが年配者から握力が弱く重くないでの要望あり。	点火棒についても事象事例が見られることから、子供に対するライター使用の安全対策として、とりまとめ案にあるように幅広く対象とすることが適当と考えます。
12	指定範囲について	『対象とするライターの適用範囲はシガレットライター及び点火棒』の(注)において「燃料タンクと外ケースが分かれていない一体型で素材がプラスチック製のもの等を対象とする。」とあるが、注入式であれば点火棒は燃料タンクと外ケースが分かれているので対象外か。	とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。

番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
13	指定範囲について	<p>「燃料タンクと外ケースが分かれていない一体型で、素材がプラスチック製のものを対象とする」には、ライター指定範囲に抜け道が多いため、結果的にCR未対応ライターの割合が増加する恐れがある。</p> <p>したがって、「外ケースの有無、素材がプラスチック、アルミ、真鍮等」に関わらず、一般的に広く流通する可能性の高い、低価格帯ライターを均等に指定範囲とすべき。</p> <p>* 低価格基準(小売300円以下、500円以下)。</p> <p>自社でも、以前より「注入式・ダブルタンク・真鍮やアルミ素材」の所謂、金属ライターを低価格帯で一般販売しているが、ディスポーザブルライターと同程度の低価格で販売することが可能。</p> <p>購入者のライター需要は「使いづらいディスポーザブルライター」から「低価格帯の使いやすいメタルライター」に移行すると予想される。</p> <p>90%以上のライターに規制を掛けるとの試算ですが、現実的には大きく下回る危惧がある。</p> <p>したがって、指定範囲に関しては、「外ケースの有無、素材」に関わらず、一般的に広く流通する可能性が高く、消費者が買い求めやすい低価格帯ライター(販売・景品に関わらず)を均等に指定範囲とすべき。</p>	とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
14	指定範囲について	<p>「ディスポーザブルライターと注入式のうち、ディスポーザブルと同様の構造であるもの」とするとされているが、これに加えて、安価な景品用注入式ライターも対象とすべき。</p>	とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
15	指定範囲について	<p>タバコのカートン購入時の景品、飲食店での宣伝のための名入りライターなどは、多くの家庭に複数個存在すると思われる。</p> <p>ライターの社会への氾濫の一因にもなるため、ライターを使った販促活動には、一定の規制を設けるべき。</p>	ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
16	指定範囲について	<p>対象とするライターの適用範囲についてディスポライターだけではなく、他の注入式ライターにおいても考える余地がある。</p> <p>注入式ライターでもディスポライターと同じ構造のものも多く、また、キャップ付きでも使用時は火が点いたままのものもある。</p>	とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
17	指定範囲について	<p>子供が関係したライター使用による事故は増加しており、ライターに関する規制を設けることは喫緊の課題。そのため、現在の法律のなかで活用できるものを使って速やかに規制を実施すべき。</p> <p>そこで、ワーキンググループでの取りまとめにあるように、消費生活用品安全法の特定製品に指定することが適当。</p> <p>そして、特に流通している製品の大半は輸入品であることから、国内品輸入品を問わず、法律に基づく規制のできる特別特定製品への指定が必要。</p> <p>ライターワーキンググループの東京消防庁の資料では、圧倒的にディスポーザブル式による事故が多いことがわかる。特定製品、特別特定製品の対象の範囲としては、ワーキンググループのとりまとめ案で上げられているとおり、市場に数多く出回って子供たちの身の回りに存在して目に触れやすい、ディスポーザブル式及びディスポーザブル式に類した注入式のライター・点火棒をまず対象とすべき。</p> <p>なお、ライターの形状・デザインについて、子供たちが手にとりたくなるようなデザイン、例えばテレビや漫画などのキャラクターなどのデザインや形状をしたライター、おもちゃのような形状のライターは、製造と販売を禁止すべき。</p>	とりまとめ案は、ご指摘の点に沿ったものと考えます。

番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
18	指定範囲について	<p>CR法規の対象製品を決定する前に、ライターを分類し、安全性高いと評価されるライターが対象製品の範囲内から外すべき。情報や資料によると、ライターには、誤操作しやすい機種と誤操作しにくい機種があるため、政府がそれを調査、分類し、事故を起こしにくい、更に事故を起さない機種を対象製品の範囲内から外すべき。</p> <p>EUのCR法規EN13869の内容の中では、点火棒は必ずCR機構を付けるという条項は記載されておらず、子供に対して、より点火しやすい点火棒の寸法範囲を決め、その寸法範囲を超える機種を対象製品の範囲内から外すべき。</p> <p>ワーキンググループの資料によると、CAP式ライターが構造的に安全性を持つ故、普通使用する場合事故を起こす可能性が極めて低いと思われる。従って、キャップ式ライターはCR対象製品の範囲内から外すべき。</p>	<p>様々な製品においても事故事例が見られることから、子供に対するライター使用の安全対策として、とりまとめ案にあるように幅広く対象とすることが適当と考えます。</p>
19	規制開始時期について	<p>安全対策を行ったライターの実現可能な製品開発、製造及び流通開始時期を踏まえ、流通在庫の解消期間を考慮した販売規制開始時期としてもらいたい。</p>	<p>規制開始時期等については、子供に対するライター使用の安全対策を早急に進める必要があることから、とりまとめ案のとおり進めることに御理解、御協力をお願いします。</p>
20	規制開始時期について	<p>販売に関して「平成23年夏までには」という短すぎる猶予ではなく、もっと長くするべきではないか。また、「平成23年夏まで」とするのなら、政府は、輸入業者、販売業者、小売店などに何らかの助成及び保障をすべきではないか。</p>	<p>規制開始時期等については、子供に対するライター使用の安全対策を早急に進める必要があることから、とりまとめ案のとおり進めることに御理解、御協力をお願いします。</p>
21	規制開始時期について	<p>特別特定製品指定前に製造・販売された製品については、経過措置として、規制実施後製造品との交換などで、回収を促進することが必要。</p>	<p>ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p>
22	規制開始時期について	<p>CRライターが既存のライターと卸価格で価格差が出ることから、規制導入前に規制前の製品の大量販売が予想される。従って、まずは輸入規制より導入を是非ご検討頂きたい。</p>	<p>消費生活用製品安全法の対象となれば、輸入品についても規制の対象となります。</p>
23	規制開始時期について	<p>子供に対するライターの安全対策の実施については必要と評価するものの、たばこ販売店において「使い捨てライター」は必須アイテムとなっているのが現状。現在、店頭等にある「使い捨てライター」の在庫解消には時間的に短く大量の在庫発生が懸念される。</p> <p>また、安全対策の施されたライターの製造流通の開始時期が不明確の中で販売規制時期だけを定めることは適当でないと思料される。</p> <p>実施時期については弾力性をもった運用が必要。</p>	<p>規制開始時期等については、子供に対するライター使用の安全対策を早急に進める必要があることから、とりまとめ案のとおり進めることに御理解、御協力をお願いします。</p>

番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
24	規制開始時期について	速やかな対策実施のために、今年中に政省令を改正してもらいたい。 技術基準の確定やライター自体の開発期間製造スケジュールなどを勘案した場合、一定の期間を設ける必要があると考えるが、製造者に対しては平成23年春を待つことなく、速やかに上梓するよう、働きかけを強めていただきたい。 更に、新基準の製品が上梓されているか否かに関わらず、子供たちの生活スケジュールを勘案して、重点注意呼びかけ期間を設けることも必要。例えば、キャンプや花火遊びなどでライターや点火棒に近づく機会が多くなる夏休み前と夏休み期間中の週末、ろうそくや線香を使用するためにライターや点火棒を使う機会の多いお盆、クリスマス、彼岸とその前後など、子供たちが生活シーンの中でライターに触れる機会の多くなる時期とその前後などに重点的に呼びかけを行うべき。	とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等の改整備を迅速に行えるよう努めてまいります。 また、規制の導入のみならず、関係機関や関係業界と協力し、十分な注意喚起を併せて行ってまいります。
25	規制開始時期について	平成23年夏までに喫煙具としての炎を出すライターの流通を遮断し、安全を優先にするために燃焼火炎製品から、炎を生じない電熱方式に技術シフトすべき。 消費行動、生産者とも喫煙目的に火炎を使わない生活文化にもどり、炎を生じない機器を速やかに市場を浸透させるよう業界が全力で取り組まなければならない。	ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
26	技術基準について	プッシュ式の上にもう一段上にカバーを付け、上下が左右にONを入れる。	技術基準については、とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
27	技術基準について	今度改良された箇所は2箇所押しして押さえるようですが最初の押す所が簡単なようですが、もう少し強く押し用にされたら良いのではないですか。	技術基準については、とりまとめ案を踏まえ、関係政省令等を整備する過程で明確化を図ってまいります。
28	技術基準について	子供の安全を守るため必要な措置であることは理解するものの、使用者(特に高齢者)の利便性にも配慮したJIS規格化(複雑でない仕様、過大な力を必要としない仕様)を要望する。	ご指摘の点については、JIS原案作成委員会で検討いただいているところ。
29	技術基準について	国内で認証機関を設ける(JIS)予定との事だが、こちらは、試験費用等別途必要となると思われる。CPSC認証済み製品に対する対応はどのようにする予定か。	海外の法令等に基づいて実施された国外でのチャイルドパネルテスト結果についても活用してまいります。
30	技術基準について	CRライター導入の認証基準にあたり、ISO9994合格製品ということも前提での導入をお願いしたい。PSCラベル=安全基準合格品として頂きたい。	ご指摘のとおり。
31	技術基準について	国内の流通するライターを国際規格合格品のための規制にすべきである。	国際基準であるISO基準を要求することとしています。
32	技術基準について	ISO9994及びISO22702をクリアーしているライターにはCRが必要なのか。	ISO基準を満足していても、幼児対策を施した構造を要求すべきと考えています。

番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
33	技術基準について	海外でISO9994を満たしている製品については、その検査結果を認めていただきたい。	消費生活用製品安全法の登録検査機関制度では、海外の検査データ等を活用することが認められています。
34	技術基準について	使い捨てライター内のガス量についての基準を設けるべきでないか。 タバコ1カートンあたり1個の使い捨てライターがサービスについており、使い切れずにライターがたまる一方だった。 したがって、タバコ1本に使用する平均的なガス量のもとめ2カートン程度で使い切る量にしてはどうか。	ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
35	技術基準について	一日も早い事故防止策確立のためにも、基本的な基準は既に欧米で採用されている基準を活用すべき。 チャイルドパネルテストは逆に子供たちにライターの操作方法を教えることにもつながるため、海外でのデータを活用すべき。 なお、国内で試験を行わざるを得ない場合は、実際に燃料の入ったライターではなく、燃料の入っていないライターを使って、子どもに操作できるかどうかを試験すればよいと考える。	とりまとめ案は、ご指摘の点に沿ったものと考えます。
36	技術基準について	ライター規制を行うに付き、チャイルドパネルを採用しなければ絵に描いた餅に終わってしまう。 米国及び他の社会においてほぼ100%受け入れられているテストを実施せず、独自の規制を設けて、効果が出ない場合はどうするのか。	ご指摘の点については、JIS原案作成委員会で検討いただいているところ。
37	技術基準について	ライターの使用後に製造販売者が回収し、リサイクル可能な素材でライターを作って頂きたい。	ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
38	技術基準について	ライターの構造上の設計の改善は勿論のこと、デザイン面での工夫が必要。子供の目にとまりやすい、子供が関心を示しそうな色やキャラクターの使用は避けるべき。いかにも、“大人が使う”というようなものにするなどの工夫があれば良い。	ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
39	ライターの安全対策に向けた提言	問題の根幹にある子供の「火遊び」は、親の不注意、保護責任の不足等「育児、教育」の問題であり、関係省庁及び業界団体とタイアップして、今の大人たちをはじめとして広く国民に教育すべき。	規制の導入のみならず、関係機関や関係業界と協力し、十分な注意喚起を併せて行ってまいります。
40	ライターの安全対策に向けた提言	幼児がライターを購入することはありません、生活環境中にライターが放置され、子供が自由に触れることができる状況になれば発火事故は発生しないため、発火事故の発生には、使用者に責任があったと考えられる。 かつて、「マッチ一本火事のもと」と言い聞かされて育ったが、今のライター使用者に、ライターは幼児にとっては危険なものという認識が欠けていると考えられるため、身の回りに不用意に置いてしまい、結果、幼児の悲惨な事故につながっているのだと考えられる。 ライターの取扱いについて、まずは大人が、発火器具として危険物であるという意識を持ち、機会あるごとに、保管や廃棄に対する注意喚起や啓発を継続的に実施することが必要。幼児・児童を含め消費者向けの安全教育の実施を希望する。	規制の導入のみならず、関係機関や関係業界と協力し、十分な注意喚起を併せて行ってまいります。



番号	該当箇所	意見及び理由	回答案
41	ライターの安全対策に向けた提言	たばこ販売店等の過剰サービスで、安価なライターを大量に流通させているため、扱いが粗末になっているのではないか。	規制の導入のみならず、関係機関や関係業界と協力し、十分な注意喚起を併せて行ってまいります。
42	ライターの安全対策に向けた提言	6億個を超える数量のライターが年間流通している実態から、今後も事故が考えられる。この対応策として、乾電池のように不要な使い捨てライターの回収制度の確保を希望する。例えば、販売業者は店頭回収ボックスを設置することや、行政は分別ごみの種類に入れ回収する、などが考えられる。	ご指摘の点については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。
43	ライターの安全対策に向けた提言	厳重な輸入管理及び市場管理体制を整える事が必要。 法規制を実行する場合、政府機関による厳重な監査が、法規制の実行の面で大きな意義を持つと考えている。日本国内販売している全てのライターが、技術基準を満たす事を保証することで、業界の規範性や発展性を守る事もできている。	関係機関や関係業界と協力し、事業者に対し十分な周知を行います。 また、立入検査や試買テスト等を通じて、消費生活用製品安全法の着実な執行を行ってまいります。
44	ライターの安全対策に向けた提言	子供たちの手に届く位置での陳列をしない、おもちゃや菓子飲料売り場と近い場所で販売しない、レジポケットで販売しない、ファミレスや回転寿司のレジ前で販売しないなど、子供の手に届くところ、目に入る位置で販売せず、完全に従業員と消費者が対面する形での販売に限るなど、販売個所や陳列方法に関する規制を設けるべき。	規制の導入のみならず、関係機関や関係業界と協力し、十分な注意喚起を併せて行ってまいります。
45	ライターの安全対策に向けた提言	捨て方については各市町村で指定された方法に従うことになるが、濡らすなどのライターを捨てる前の準備については、知らない消費者も多数存在する。 喫煙用具製造者のホームページなどでは処分方法について掲示している場合があるが、まだ普及していないと思うので、ライター販売店舗でのポスター掲示など、普及啓発につとめていただきたい。	規制の導入のみならず、関係機関や関係業界と協力し、十分な注意喚起を併せて行ってまいります。